

高陽・くにくさ居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あと会が開設する高陽・くにくさ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護 状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の所在地は、広島市安佐北区落合南一丁目11番16号とする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとし、必置職については法令の定めるところによる。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から8月16日まで及び12月30日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS－HC方式及び三団体ケアプラン策定研究会方式及び居宅サービス計画ガイドライン方式及び居宅サービス計画ガイドライン方式及び鎌田式フローチャート
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも1回／月（必要に応じてこれ以外に訪問することもあり得る。）

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

広島市安佐北区、広島市安佐南区、広島市東区

(守秘義務)

第10条 事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族および市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する

3 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から一部改正する。